

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年7月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 事業計画変更承認申請について
- 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について
- 議第8号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更（案）に係る意見について
- 議第9号 三条市農地移動適正化あっせん基準の改正等について
- 議第10号 三条市農地銀行運営規定の改正等について
- 議第11号 目標地図素案の作成について
- 議第12号 三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について
- 議第13号 三条市環境審議会委員の推薦について

報告事項

- 報第1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第4号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第5号 農地潰廃通報について
- 報第6号 作付変更届について
- 報第7号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 17名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栞 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 7番 田 邊 稔 委員 |
| 8番 捧 幸 伸 委員 | 9番 佐 藤 秀 樹 委員 |
| 10番 野 崎 文 夫 委員 | 11番 岡 崎 耕一郎 委員 |
| 12番 島 影 正 幸 委員 | 13番 清 野 秀 作 委員 |

14番 小林茂宏委員 15番 佐藤一富委員
16番 三師満夫委員 18番 田邊敦子委員
19番 廣川哲也委員

農業委員欠席委員 2名

6番 坂井浩行委員 17番 佐藤裕雄委員

推進委員出席委員 15名

飯塚 栄三千 委員	井上 利弥 委員
大口 伸昭 委員	蒲澤 利嗣 委員
北澤 正之 委員	小池 秀一 委員
笹岡 大介 委員	長谷川 浄二 委員
松岡 博一 委員	松下 正樹 委員
矢代 誠一 委員	山谷 秀昭 委員
吉田 精一 委員	吉田 昇 委員
渡辺 秀人 委員	

推進委員欠席委員 2名

高山 弘則 委員 原田 孝一 委員

説明のため出席した職員

農林課長 藤家 憲

職務のため出席した事務局職員

経営基盤係主任	佐藤 信幸
経営基盤係主任	高野 久美子
経営基盤係主事	長谷川 琳花

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、定刻になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

出席状況を報告します。農業委員、現在員19名、出席17名、欠席2名、推進委員、現在員17名、出席15名、欠席2名で、過半数以上の出席ですので、会議規則に基づき、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則に基づき議長から指名いたします。

1番、山倉広委員、18番、田邊敦子委員を指名いたしますので、よろしく願いいた

します。

それでは、議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（高野経営基盤係主任）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

2ページ下段欄外を御覧ください。今月は新規設定5件、1万3,539.51平米です。

1ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

41番は、下大浦地内の農地8筆、7,535平米。

42番は、下大浦地内の農地1筆、925平米。

43番は、下大浦地内の農地4筆、2,753平米。

2ページをお願いします。

44番は、下大浦地内の農地2筆、2,042平米。

45番は、月岡四丁目地内の農地2筆、284.51平米。

以上5件は、相対でそれぞれ賃借権を設定するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、第2調査部会長代理から調査結果について報告いただきます。

部会長代理は、栗原会長代理の隣に着席願います。

13番、清野秀作委員。

第2調査部会長代理（13番清野秀作委員）

最初に、第2調査部会の開催概要について報告いたします。当部会は、7月25日午前9時から厚生福社会館第2集会室において、部会員と野崎会長出席の下、開催いたしました。開会后、転用申請で1,000平米を超える案件及び農用地利用計画変更に係る案件について現地調査を実施し、その後部会を再開し、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て、調査結果を取りまとめ、午前10時30分に閉会いたしました。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告いたします。今月は利用権設定、相対5件、1万3,539.51平米で、いずれも書類の審査結果など詳細説明を受け、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものといたしました。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（高野経営基盤係主任）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

4ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、合計5件、3,263平米です。

番号ごとに順次説明いたします。3ページをお願いします。

19番は、西大崎雨水調整池整備に係る案件です。西大崎二丁目地内の農地1筆、996平米を譲受人の要望で買収される農地の代替地として、売買により取得するもので、10アール当たり〇〇〇円です。補足説明しますと、農地の所在が農振の区域外で、宅地と隣接しており、譲受人が別の農地を調整池整備のため買収された際の価格を参考としたとのことでした。

20番は、福島新田地内の農地2筆、408平米を譲渡人の要望により売買により取得するものです。価格は、10アール当たり約〇〇〇円です。

21番は、笹岡地内の農地2筆、1,426平米を譲渡人が離農することから、譲渡人の要望で売買により取得するものです。価格は、10アール当たり約〇〇〇円です。

22番は、荻堀地内の農地1筆、280平米を譲渡人が高齢で耕作できないため、譲渡人の要望により売買により取得するものです。価格は、10アール当たり約〇〇〇円です。

4ページ目を御覧ください。

23番は、牛野尾地内の農地1筆、153平米を譲渡人が遠方に居住し、かつ労力もなく、耕作できないことから、譲渡人の要望により贈与により取得するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

13番、清野秀作委員。

第2調査部会長代理（13番清野秀作委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告いたします。

今月は売買によるもの4件、贈与によるもの1件、合計3,263平米で、いずれも申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など全ての許可要件を満たしており、原案どおり許可すべきものといたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

渡辺推進委員。

推18番（渡辺秀人委員）

今までは、対象の農地の位置を目標物から何メートルとか、説明があったように思うのですが、できたら19番の場所がどの辺りか聞かせてもらえませんか。

事務局（高野経営基盤係主任）

農地転用の許可に当たっては、駅から300メートル以内の農地のため第3種農地に該当するなど、立地基準を満たしているか判定する必要があるため、対象の農地の位置を説明しています。しかしながら、農地法第3条においては、農地性があるかどうか、譲受人に農業経営の能力があるかどうか判断基準で、農地の立地については許可基準にありませんので、今までも位置についての説明は町名のみだったと思います。

なお、19番の案件は西大崎雨水調整池の関係でございまして、今私のほうで学校から何メートル付近というようなことを正しく御説明申し上げられませんので、後ほど委員に地図を御提示させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

推18番（渡辺秀人委員）

分かりました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、ただいま調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（高野経営基盤係主任）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

6ページの欄外を御覧ください。今月の申請は4件、801.91平米です。

5ページをお願いいたします。番号ごとに順次説明いたします。

5番は、平成30年12月27日付で農地法第5条の許可を受けた西中地内の農地1筆、212平米について、使用貸借権の設定により車庫1棟及び駐車場3台分の用地として利用したいものです。場所につきましては、本成寺中学校の東側35メートル、また鱈田小学校の西側190メートル付近の農地で、おおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第5号の26番で農地法第5条の許可申請がなされております。

6番及び7番は一体で利用したいもので、平成14年1月22日付でそれぞれ事業計画変更承認及び農地法第5条の許可を受けた東鱈田地内の6番は農地3筆、111.91平米、7番は農地1筆、148平米を売買により取得し、同時取得する隣接の事務所の駐車場5台分及び通路の用地として利用したいものです。価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、鱈田保育所の北東側240メートル、また本成寺中学校の南側530メートル付近の農地で、おおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましても、議第5号の27番で農地法第5条の許可申請がなされております。

6ページを御覧ください。

8番は、事業計画変更のみです。平成14年11月19日付で農地法第5条の許可を受けて所有権移転した菟堀地内の農地1筆、330平米について、申請者が代表を務める事業所の貸資材置場及び貸駐車場2台分の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市役所下田庁舎の北西側300メートル付近であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

13番、清野秀作委員。

第2調査部会長代理（13番清野秀作委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告いたします。

今月は合計4件、801.91平米で、いずれも申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準とも要件を

満たしており、原案のとおり承認すべきものとなりました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（高野経営基盤係主任）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

7ページ欄外を御覧ください。今月の申請は1件、289平米です。

3番は、上須頃地内の農地1筆、289平米を所有する敷地への私道の用地として利用したいもので、場所につきましては須頃小学校の東側100メートル付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

13番、清野秀作委員。

第2調査部会長代理（13番清野秀作委員）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告いたします。

今月は1件、289平米で、申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準とも許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

なお、3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（高野経営基盤係主任）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

9ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は合計7件、2,589.77平米です。

8ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

25番は、公売の報告です。南四日町三丁目地内の農地1筆、165平米を隣接する住宅の自家用駐車場及び家庭菜園の用地として利用したいため、公売により取得したものです。価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。また、本件は令和5年5月総会の附帯決議によりまして、6月20日付で許可済みとなっております。

26番は、先ほど御審議いただきました議第3号『事業計画変更承認申請について』の5番の内容と同じですので、説明は省略させていただきます。

27番も同様に、議第3号の6番及び7番の内容と同じですので、説明は省略させていただきます。

28番は、上保内地内の農地1筆、104平米を譲渡人が遠方で管理できないことから、贈与により取得し、隣接する譲受人の住宅と一体で家庭菜園及び庭園の用地として利用したいものです。場所につきましては、保内小学校の南西側630メートル付近で、住宅等が連たんする地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

29番は、月岡二丁目地内の農地3筆、1,017.86平米を売買により取得し、宅地分譲4区画及び通路として利用したいものです。価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、月岡小学校の北東側100メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住宅専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

30番は、上須頃地内の農地1筆、244平米を使用貸借権設定により住宅1棟及び駐車場

2台分の用地として利用したいものです。場所につきましては、須頃小学校の東側100メートル付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

31番は、荻堀地内の農地1筆、587平米を売買により取得し、道路を挟んで隣接する事業所の駐車場13台及び通路の用地として利用したいものです。価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条市役所下田庁舎の北西側260メートル付近の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

13番、清野秀作委員。

第2調査部会長代理（13番清野秀作委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告いたします。

今月は合計7件、2,589.77平米で、いずれも申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案どおり許可すべきものといたしました。

なお、全て3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

29番のことで確認したいのですが、金額が平米当たり〇〇〇円と説明されましたが、それでよろしいんですか。

事務局（佐藤経営基盤係主任）

それで間違いございません。支出計画書として、土地売買契約書の写しが添付されており、平米〇〇〇円で間違いございません。

19番（廣川哲也委員）

何か特別な事情があったんですか。

事務局（佐藤経営基盤係主任）

この案件は行政書士による代理申請で、代理人に土地代金について問い合わせましたが、売買価格は当事者同士の交渉によって決定されたもので、決定の経緯など詳細は

把握していないとの回答でした。

議長（野崎会長）

今後とも売買価格が相場に比べて著しく異なる場合は、できるだけ理由を把握するように努めたいと思いますので御理解願います。

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第5号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（高野経営基盤係主任）

それでは、議第6号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』説明いたします。

10ページを御覧ください。今月は合計3件、682平米です。

4番は、上保内地内の農地2筆、81平米。

5番は、上保内地内の農地1筆、357平米。

6番は、長嶺地内の農地1筆、244平米について、記載の事由により非農地としたいものです。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

13番、清野秀作委員。

第2調査部会長代理（13番清野秀作委員）

議第6号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』の調査結果を報告いたします。

今月は合計3件、682平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして、非農地として判断すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

かねてから申し上げているように、非農地とした場合そこから何にでも開発が可能になるということが発生しますので、軽々に非農地と判断するのはいかがかと思えます。非農地に認定した後、売買されているいろいろなものに開発されることによって、関係する農業者が迷惑を被るようなことがないようにという視点で確認することが大切だと思いますが、その点についてどのようになっているのかお聞かせください。

事務局（高野経営基盤係主任）

本件につきましては、非農地判断となります。申請人から現況に農地性がないということでの申出になりますけれども、申出がありますと担当区域の農業委員、最適化推進委員に御同行願いまして現地を確認させていただきます。現況が申出のあったとおりで、農地として復元できないものかどうかという観点で判断しています。

関係する農業者に影響がないかという点につきましては、土地改良区に照会した上で総会に上げさせていただきます。

19番（廣川哲也委員）

非農地認定した後、売買が行われて資材置場とか、産業廃棄物の置場になるという可能性も否定はできないわけですので、担当委員から確認してもらおうと同時に、地元の同意を得るようにしていただきたいのでよろしくお願いします。

事務局（高野経営基盤係主任）

いただいた御意見につきましては、本日持ち帰らせていただきます。

議長（野崎会長）

そのほかにございませんか。

御発言がないようですのでお諮りします、議第6号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり非農地とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり非農地とすることに決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（高野経営基盤係主任）

それでは、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見

について』説明いたします。

11ページを御覧ください。今回三条市長から意見照会がありました案件は、下田地域の重要変更1件で、農用地区域へ新たに編入の申出に係る案件です。

1、重要変更（編入）の所有者は、〇〇〇〇ほか8名で、土地の所在は荻堀〇〇〇〇番ほか17筆、登記地目及び現況地目は全て田、合計3万518平米です。

12、13ページを御覧ください。申請地の位置図を掲載しております。今回の変更理由は、農用地の利用における隣接地との格差を解消するため、編入したいとするものです。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

13番、清野秀作委員。

第2調査部会長代理（13番清野秀作委員）

議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』の調査結果を報告いたします。

今回の計画変更は、下田地域の重要変更1件で、農用地区域への新たな編入の申出に係るもので、編入申請者9名、申請土地は荻堀地内18筆、登記及び現況地目全て田で、合計3万518平米です。書類審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、現在申請地は周辺の農用地区域と一体で管理されており、土地の自然条件、農業上の利用など農用地区域に編入することは妥当であると判断し、議第7号については意見なしとすべきものと決定いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第7号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、意見なしとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、意見なしとすることに決定いたしました。

第2調査部会長代理は、自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更（案）に係る意見について』を議題といたします。

なお、本日は本基本構想の所管であります農林課から藤家課長が出席しています。事務局の説明に続きまして農林課から説明がありますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局、説明願います。

事務局（高野経営基盤係主任）

それでは、議第8号『農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更（案）に係る意見について』説明いたします。

このことにつきましては、令和5年7月19日付文書で、三条市長より本農業委員会会長に意見を求められているものです。後ほど農林課から説明がありますが、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、地域計画に関する事項を市町村の基本構想へ追加する変更を行うものです。

事務局からの説明は以上です。

農林課（藤家課長）

皆様、いつもお世話になっております。農林課の藤家でございます。

それでは、議第8号の基本構想の変更に係る説明をさせていただきます。

最初に、市の基本構想の位置づけでございますが、農用地の集積、経営の合理化など、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための措置を総合的に講じていく、そういうことを目的としております農業経営基盤強化促進法に定められたものでございます。この法律において、都道府県では、お手元の議第8号参考でお配りさせていただいております基本方針を定めております。市町村は、これに即して基本構想を定めることとされております。今回の三条市の基本構想の変更につきましては、4月の法改正に基づいて改定されました新潟県の基本方針を受けて行うものであります。この法律の施行規則により、農業委員会へ意見を求めるものとなっております。

それでは、このたびの変更箇所でございますが、お手元の議第8号参考の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

5ページの左側に下線箇所がありますが、この箇所から説明させていただきます。この基本構想第3、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項、ここを追加するものでございます。これにつきましては、令和4年5月の農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、県の基本方針及び市町村の基本構想に記載すべき事項として法律に定められたものでございまして、このことから加えたものでございます。内容といたしましては、一言で申しますと担い手への支援、新たに就農する者へのサポート、これらに関係機関と連携しながら進めていく旨を記載しているものでございます。基本的には現時点においても可能な限り努めている取組でございまして、新たな事業が記載されたものではないというふうに理解しておるところでございます。

それから、7ページ、8ページでございますが、第5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項におきましては、例えば「人・農地プラン」から「地域計画」という文言に、「農業次世代人材投資資金」から「就農準備資金・経営開始資金」など制度の変更に伴う文言の修正でございます。

今回の基本構想の修正に当たりましては、議第8号の本文の5ページから20ページにかけて記載しておりますが、営農類型の農業経営指標、この点につきまして、前回の改正の際にも、令和3年9月の農業委員会の総会の場におきまして、委員のほうから品種の構成や経営面積、それから30類型ある必要性などは現状との乖離を見直すべきと御意見いただいております。加えて、今年の6月の市議会の一般質問においても、同じく現状とのずれを御指摘いただいたところでございます。市としましては、御指摘のとおりこの営農類型につきましては見直しの必要性があるものと捉えておりますが、他方で同じ農業経営基盤促進法に基づく中で、実効性を高めていくという観点におきましては、現在農業委員会をはじめとした関係機関と連携を図りながら、令和6年度末までに策定すべく準備を進めております地域計画を優先的に取り組み、基本構想の営農類型指標につきましてはその後農業委員会やJAなどの関係機関、団体に相談しながら見直しを図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

8番、捧委員。

8番（捧 幸伸委員）

私は大崎地区なのですが、担い手もいない、後継者もないという地区です。農林課においても、そういう地区の実情に応じた指導をこれからよろしくお願ひしたいと思ひます。

農林課（藤家課長）

御意見ありがとうございます。持ち帰らせていただいて、今回は基本構想の関係でございますが、政策の中で研究、検討していくようになると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（野崎会長）

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想ということで検索をしますと、「農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が策定する農業経営基盤強化基本方針に即して市町村が地域の実情を踏まえて個別に定めるもので、市における今後おおむね10年において育成していく農業経営体の目標の設定や農家数等の主要な農業指標などを示したもので、各種補助事業、資金の要件となる認定農業者や認定新規就農者はこの基本構想に基づき認定されることとなっております」というふうに書いてあり、この基本構想が大変重要なものだということを感じました。でありますから、今ほど農林課長のほうから見直すというような御発言がありましたので、ぜひよろしくお願ひしたいということと同時に、三条市も合併して18年たっております。いつまでも三条・栄・下田と区別することなく、三条市全体として目標を設定していただければと思ひますし、どのくらいの規模であれ

ば安定的に農業をやっているのか指標を示していただいて、その実現に向けて市も全力で応援するという姿勢を示していただければ大変ありがたいと思いますので、御要望を申し上げます。

農林課（藤家課長）

ありがとうございます。御意見いただきました指標の在り方につきましては、かなり農業経営の体系がさまざまな形になっておりますので、一概にどういうパターンがいいのかというのは非常に難しいなというふうに感じております。市のほうで一方向的に決めるというふうなことはなかなか難しいと考えておりますので、当然ながら農業委員会とか農協に相談しながら、こういった目標が適切ではないかということを探っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ほかに御発言ございませんか。

御発言がないようですのでお諮りします、議第8号につきましては、意見なしとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、意見なしとすることに決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第9号『三条市農地移動適正化あっせん基準の改正等について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（高野経営基盤係主任）

それでは、議第9号『三条市農地移動適正化あっせん基準の改正等について』説明いたします。

本件につきましては、6月総会で農政対策部会長から報告をしていただき、皆様から御意見を頂戴したところでございます。

まず、あっせん基準の例外措置について、地域計画の区域内において、農業委員、または推進委員のあっせんにより農用地の権利を移動させる場合、権利移動後の経営面積が基準未満であっても、集団化に著しく寄与されると認められた場合は基準相当とすることを追加してほしいとの御意見がございました。このことにつきまして新潟県に問合せしたところ、地域計画の要件に農用地の利用の集積、集団化が含まれていること、国が定める農地移動適正化あっせん事業実施要領において、農用地等の権利を取得する場合の要件に当該農用地等の取得後の経営面積が当該地域の農家の平均の経営面積以上で、農業委員会が定める基準面積を超えることと規定されております。これらのことから、あっせん基準に基づく権利移動は、農用地の集積を目的とし、基準以上の規模で経営する農家や法人を対象とするため、本意見のような例外措置は認められないとの回答をいただいております。また、最低売買価格について、近隣の10アール当たりの賃借料の20年

分相当額としてはどうかとの御意見がありました。こちらにつきましては、市の固定資産評価額より売買価格が高くなり、実勢の売買価格に近づくとおられますが、周囲の賃借料に差があるときや物納による利用権が設定されているときなど、基準となる金額が算定できない事例が想定されるため、適切ではないと判断いたしました。これらのことから、農政対策部会案を原案とさせていただきます。

それでは、原案について説明いたします。14ページを御覧ください。

令和5年3月30日に国のあっせん事業実施要領等が改正され、農業委員会のあっせん基準に定める農用地等の権利を取得させるべき者から農地中間管理機構が削除されたこと、地域計画の区域内における農用地等のあっせんの取扱いが追加されたことから、条文を追加・修正いたしました。

そのほかの改正につきましては、農政対策部会長から報告いただきました基準面積の見直し、例外措置の追加及び関係法令の改正に伴う条文の修正となります。

なお、最低売買価格に係る申合せ事項につきましては原案のとおりとさせていただきます。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

2点お伺いしますが、まず最初にあっせん事業による農用地の最低売買価格についての申合せですが、最低売買価格を固定資産評価額としてしまうと、私の所有する水田でいうと10アールで〇〇〇円になります。

これを基準とすると、ますます農地の売買価格低下を進める結果にならないか懸念されますし、あっせんによらない農地の取引価格の下落も助長しかねないと思いますので、拙速に最低売買価格を決めることはやめていただきたいということが1点でございます。

それから、あっせんの基準の中に、基準の2ページ目の第5の（3）に地域計画において当該農用地等に農業を担う者が位置づけられていない場合、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合、その他農業を担う者にあっせんすることが適当でない場合には地域計画の達成に資する者へあっせんすることと書いてあります。この文言どおり読めば、別表の基準面積によらずあっせんできるというふうに読めるんですが、いかがでございますか。

事務局（高野経営基盤係主任）

ポイントが2つあったかと思いますが、1つ目の最低売買価格を決めることはやめていただきたいという御意見については私のほうからは回答できませんので、ちょっと控えさせていただきます。

2点目につきまして、15ページ、第5、（3）についての御指摘かと思いますが、第5の2行目に「第2（2）から第4の規定にかかわらず」とあるとおり、地域計画区

域内のあっせんであっても、第2（1）に規定する基準面積の要件は適用除外とならないものでございます。

議長（野崎会長）

廣川委員、よろしいですか。

19番（廣川哲也委員）

改めて申し上げますが、最低売買価格についての申合せは今回取り下げていただきたいと思えます。

事務局（高野経営基盤係主任）

では、農地移動適正化あっせん事業に基づく最低売買価格の申合せについては一旦取下げとさせていただきます。

議長（野崎会長）

最低売買価格の基準につきましては、今後も検討を行っていくということで御理解願いたいと思えます。

ほかに御発言ございませんか。

御発言がないようですのでお諮りします、議第9号につきましては、最低売買価格についての申合せを除き、原案のとおり決定し、関係機関に意見照会を行った後、県へ提出することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、議第9号につきましては最低売買価格についての申合せを除き、原案のとおり決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第10号『三条市農地銀行運営規定の改正等について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（高野経営基盤係主任）

それでは、議第10号『三条市農地銀行運営規定の改正等について』説明いたします。

本規定の改正案につきましては、6月総会で農政対策部会長から報告いただきまして、皆様から御意見をお寄せいただくようお願いいたしましたが、7月10日までに御意見がございませんでしたので、農政対策部会案を原案とさせていただきます。

それでは、原案について説明いたします。23ページを御覧ください。

本規定は、平成17年5月6日施行されましたが、施行後見直し等を行っていなかったため、施行当時と現在では運営体制や関係法令等が変わっていることから、条文の修正を行うものです。改正後の規定は、8月1日から施行させていただきたいと思っております。

なお、本規定と併せて施行されている三条市農地銀行業務方法書について、25ページに掲載いたしましたが、現行の三条市農地移動適正化あっせん基準と内容が重複するこ

とから、本日付で廃止したいと考えております。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第10号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第11号『目標地図素案の作成について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（高野経営基盤係主任）

それでは、議第11号『目標地図素案の作成について』説明いたします。

本件の改正案につきましては、6月総会で農政対策部会長から報告をしていただき、皆様から御意見をお寄せいただくようお願いいたしましたが、7月10日までに御意見がございませんでしたので、農政対策部会案を原案とさせていただきます。

それでは、原案について一部修正がありますので、補足説明いたします。27ページを御覧ください。

2、所有者及び耕作者の意向把握ですが、水稻実施計画書の発送に併せて実施することに加え、令和6年3月1日発行の農業委員会だより「向日葵」にアンケートを掲載し、果樹農家等、水稻実施計画書を提出しない農家にも広く周知し、アンケートの提出を依頼するものです。

3、工程ですが、若手担い手との1回目の話合いの場を9月上旬に修正させていただきたいと思います。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。ありませんか。

ないようですので、私のほうから若干お話をさせていただきます。この目標地図の素案づくりというのは大変難しい作業だと思います。安易に考えていると大きな間違いが起きやすいと思いますし、各地区での話合い等には農業委員、推進委員の皆様から参加していただくわけですが、先ほど捧委員から大崎地区には担い手となる者がいないという発言もありましたけれど、委員の皆様が先頭に立って、各地区の農家で目標地図の素案づくりに参加していただける方を推薦していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

それではお諮りします、議第11号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長(野崎会長)

続きまして、議第12号『三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(高野経営基盤係主任)

それでは、議第12号『三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について』説明いたします。

28ページ、議第12号参考を御覧ください。

三条市特別職報酬等審議会は、市長の諮問に応じ、市議会議員の議員報酬額及び市長、副市長、教育長の給与の額並びに政務活動費の額を審議する組織でございます。

現在当農業委員会からの推薦委員は、18番、田邊敦子委員となっておりますが、11月30日で任期満了となることから、新たに委員1名の推薦依頼があったものです。任期は2年でございます。

説明は以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、三条市特別報酬等審議会委員1名の推薦についてはいかが取り計らったらよいか、休憩をして自由な意見交換をお願いいたします。

しばらくの間休憩いたします。

(午前10時52分から午前10時53分まで休憩)

議長(野崎会長)

会議を再開いたします。

お諮りします、休憩中の意見交換に基づき、18番、田邊敦子委員を推薦することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、18番、田邊敦子委員を推薦します。田邊委員におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第13号『三条市環境審議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（高野経営基盤係主任）

それでは、議第13号『三条市環境審議会委員の推薦について』説明いたします。

29ページの議第13号参考を御覧ください。

本審議会は、三条市における環境の保全及び創造に関する施策を計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するために設置されたものであり、地域環境総合計画の策定及び変更に関する審議やその他市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項を審議する組織です。

現在当農業委員会からの推薦委員は、3番、熊倉睦委員となっておりますが、7月31日に任期満了することから、新たに委員1名の推薦依頼があったものです。任期は2年となります。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、三条市環境審議会委員1名の推薦についてはいかが取り計らったらよいか、休憩をして自由な意見交換をお願いいたします。

しばらくの間休憩いたします。

（午前10時55分から午前10時56分まで休憩）

議長（野崎会長）

会議を再開いたします。

お諮りします、休憩中の意見交換に基づき、3番、熊倉睦委員を推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、3番、熊倉睦委員を推薦します。熊倉睦委員におかれましては、再任ということで、2年間よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

それでは、報第2号から報第7号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（高野経営基盤係主任）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

来月は第1調査部会の当番でございます。8月25日午前9時から厚生福社会館2階、第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

来月の総会は31日午前9時30分開会を予定しております。

なお、その日は午後から作況調査を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会します。

午前11時10分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

議事録署名委員（ 1 番） 山倉 広

議事録署名委員（ 1 8 番） 田邊 敦子
